より計算した金額を控除した税額）が三百万円を超えるときは、同項の無申告加算税の額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納付税額を次の各号に掲げる税額に区分してそれぞれの税額に当該各号に定める割合（期限後申告書又は第一項第二号の修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その割合から百分の五の割合を減じた割合。以下この項において同じ。）を乗じて計算した金額の合計額から累積納付税額を当該各号に掲げる税額に区分してそれぞれの税額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一　五十万円以下の部分に相当する税額　百分の十五の割合

二　五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する税額　百分の二十の割合

三　三百万円を超える部分に相当する税額　百分の三十の割合

4　前三項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれか（第一項又は前項の規定に該当する場合にあつては、第一号）に該当するときは、前三項の重加算税の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、これらの規定に規定する基礎となるべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一　前三項に規定する税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき期限後申告書若しくは修正申告書の提出、更正若しくは決定又は納税の告知（第三十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）（納税の告知）の規定による納税の告知をいう。以下この号において同じ。）若しくは納税の告知を受けることなくされた納付があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、その申告、更正若しくは決定又は告知若しくは納付に係る国税の属する税目について、無申告加算税等を課され、又は徴収されたことがある場合

二　その期限後申告書若しくは修正申告書の提出又は更正若しくは決定に係る国税の課税期間の初日の属する年の前年及び前々年に課税期間が開始した当該国税（課税期間のない当該国税については、当該国税の納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務が成立した当該国税）の属する税目について、特定無申告加算税等を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合

第七十条第四項中「第六十六条第七項」を「第六十六条第八項」に改める。

（国税徴収法の一部改正）

第九条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第百四十一条の見出しを「（徴収職員の滞納処分に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条中「、又はその」を「、その」に、「その他の」を「その他」に、「及び第百八十八条第二号」を「（事業者等への協力要請）及び第百八十八条第三号（罰則）」に、「を検査する」を「その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第三号中「あり、」を「あつた、若しくはあると認めるに足りる相当の理由がある者」に改める。

第百四十一条の次に次の一条を加える。

（提出物件の留置き）

第百四十一条の二　徴収職員は、滞納処分に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第百四十六条の二の見出し中「官公署等」を「事業者等」に改め、同条中「官公署又は政府関係機関」を「事業者（特別の法律により設立された法人を含む。）又は官公署」に改める。

第百四十七条の見出し中「呈示等」を「提示等」に改め、同条第一項中「又は捜索をするときは」を「、提示若しくは提出の要求若しくは捜索をする場合又は前条の職務を執行する場合には」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条第二項中「検査」の下に「、提示若しくは提出の要求、物件の留置き」を加える。

第百五十二条第四項中「質問及び検査」を「徴収職員の滞納処分に関する調査に係る質問検査権」に改める。

第百八十七条第一項中「、国」を「、若しくは国」に、「又はその」を「その」に、「をした」を「をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費若しくは租税条約等の相手国等に対する共助対象国税の徴収の共助の要請による徴収に関する費用を増大させる行為をした」に改め、同条第二項中「また」を削り、同条第三項中「者は」を「ときは、その相手方としてその違反行為をした者は」に改める。

第百八十八条中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「質問及び検査」を「徴収職員の滞納処分に関する調査に係る質問検査権」に、「した者」を「したとき。」に改め、同条第二号中「若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同条に次の一号を加える。

三　第百四十一条の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

（租税特別措置法の一部改正）

第十条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八十六条の六」を「第八十六条の七」に改める。

第二条第二項第一号の四を同項第一号の五とし、同項第一号の三を同項第一号の四とし、同項第一号の二の次に次の一号を加える。

一の三　公共法人　法人税法第二条第五号に規定する公共法人をいう。

第四条の二第一項及び第四条の三第一項中「第百九十四条第七項」を「第百九十四条第八項」に改める。

第八条の四第三項第三号中「第七十一条」の下に「及び第七十二条」を加える。

第八条の五第一項中「第三十七条の十三の二第十項」を「第三十七条の十三の三第十項」に改める。

第九条の八中「第三十七条の十四第三十一項及び第三十二項」を「第三十七条の十四第三十四項及び第三十五項」に改め、同条第三号及び第四号中「から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日までの間」を「以後」に改める。

第十条第一項第一号中「百分の十・一四五」を「百分の十一・五」に、「百分の九・四」を「百分の十二」に、「〇・一七五」を「〇・二五」に、「百分の二」を「百分の一」に改め、同条第二項中「及び令和五年」を「から令和八年まで」に改め、同項第一号イ中「百分の九・四」を「百分の十二」に、「百分の十・一四五」を「百分の十一・五」に、「〇・三五」を「〇・三七五」に改め、同号ロ中「百分の九・四」を「百分の十二」に、「百分の十・一四五」を「百分の十一・五」に、「〇・一七五」を「〇・二五」に、「百分の二」を「百分の一」に改め、同条第三項中「提出する個人の」の下に「令和六年から令和八年までの各年分のうち」を加え、「当該各号に定める金額（当該各号に掲げる年分のいずれにも該当する年分にあつては、当該各号に定める金額の合計額）」を「、当該調整前事業所得税額に次の各号に掲げる年分の区分に応じ当該各号に定める割合（第一号及び第三号に掲げる年分のいずれにも該当する年分にあつては、第一号に定める割合と第三号に定める割合とのうちいずれか高い割合）を乗じて計算した金額」に改め、同項各号を次のように改める。

一　増減試験研究費割合が百分の四を超える年分（開業年の年分及び比較試験研究費の額が零である年分を除く。）　当該増減試験研究費割合から百分の四を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。）

二　増減試験研究費割合が零に満たない場合のその満たない部分の割合が百分の四を超える年分（開業年の年分、比較試験研究費の額が零である年分及び次号に掲げる年分を除く。）　零から、当該満たない部分の割合から百分の四を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。）を減算した割合